

## 議案第 3 号

我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

障害福祉サービスをはじめとする市の障害者支援に関する事業の安定的及び継続的な運営を維持するため、支給対象者の範囲を改めるため提案するものです。

## 我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例

我孫子市福祉手当支給条例（昭和58年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、心身障害児、<b><u>重度知的障害者及び</u></b>ねたきり身体障害者に対して福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 心身障害児 <b><u>20歳</u></b>未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項<b><u>の規定により</u></b>身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、心身障害児、<b><u>心身障害者、知的障害者、</u></b>ねたきり身体障害者<b><u>及びねたきり高齢者等</u></b>に対して福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 心身障害児 <b><u>18歳</u></b>未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項<b><u>に規定する</u></b>身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障</p>

体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に規定する3級以上の障害のあるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）**第45条第2項の規定により**精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）が1級又は2級のもの

害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に規定する3級以上の障害のあるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）**第45条に規定する**精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）が1級又は2級のもの

**(2) 心身障害者 18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。**

**ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの**

**イ 児童相談所又は更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数が36以上50以下のもので重複の障害のあるもの**

**(2) 重度知的障害者** 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない**20歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するもの**をいう。

**ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの**

**イ 児童相談所又は更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数が36以上50以下のもので重複の障害のあるもの**

**(3) ねたきり身体障害者 20歳以上65歳未満の者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。**

**ア 身体障害者手帳の交付を受けた者**

**ウ 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち等級表に規定する2級以上の障害のあるもの**

**エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が1級のもの**

**(3) 知的障害者 前号ア又はイに該当する者で、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていないもの**をいう。

**(4) ねたきり身体障害者 18歳以上65歳未満の者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。**

**ア 第2号ウに該当する者**

イ 略

(対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている心身障害児、**重度知的障害者及び**ねたきり身体障害者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律**（平成6年法律第30号）による支援給付受給者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障害児福祉手当及び**同法**第26条の2の規定による特別障害者手当並びに国民

イ 略

**(5) ねたきり高齢者等 65歳以上の者であつてねたきり又は認知証の症状がおおむね6月以上継続しており介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難なものをいう。**

(対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている心身障害児、**心身障害者、知的障害者、**ねたきり身体障害者**及びねたきり高齢者等**とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律**（平成6年法律第30号）による支援給付受給者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障害児福祉手当及び第26条の2の規定による特別障害者手当並びに国民年金

年金法等の一部を改正する法律  
(昭和60年法律第34号)附則第97  
条の規定による福祉手当の支給を  
受けている者

(3) 略

(申請、決定等)

第4条 略

2 略

3 前項の規定により支給の決定を

法等の一部を改正する法律(昭和6  
0年法律第34号)附則第97条の規定  
による福祉手当の支給を受けてい  
る者

(3) 略

**2 前項本文の規定にかかわらず、身  
体障害者福祉法、知的障害者福祉法  
又は障害者の日常生活及び社会生  
活を総合的に支援するための法律  
(平成17年法律第123号)に基づき  
本市において援護を実施している  
対象者のうち、本市以外の市町村  
(特別区を含む。以下同じ。)の住  
民基本台帳に記録されているもの  
は本市に居住し本市においてその  
記録がされているものとみなし、本  
市の住民基本台帳に記録されてい  
る対象者のうち、身体障害者福祉  
法、知的障害者福祉法又は障害者の  
日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律に基づき本市  
以外の市町村において援護を実施  
しているものは本市においてその  
記録がなされていないものとみな  
す。**

(申請、決定等)

第4条 略

2 略

3 前項の規定により支給の決定を

受けた者（以下「受給者」という。）は、申請事項に変更が生じたとき又は**前条**に規定する対象者の要件に該当しなくなつたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（手当の額及び支給方法）

第5条 手当の額は、対象者 **1人につき月額8,650円**とする。

**2** 手当の支給は、**前条第1項**の規定による申請をした日の属する月の翌月から第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなつた日の属する月までとする。

**3** **前項**に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

受けた者（以下「受給者」という。）は、申請事項に変更が生じたとき又は**第3条**に規定する対象者の要件に該当しなくなつたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（手当の額及び支給方法）

第5条 手当の額は、**次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額**とする。

(1) **心身障害児** 月額8,650円

(2) **心身障害者** 月額6,500円

(3) **知的障害者** 月額8,650円

(4) **ねたきり身体障害者** 月額8,650円

(5) **ねたきり高齢者等** 月額6,500円

**2** **前項各号の手当の額は、これを重複して支給することができない。**

**3** 手当の支給は、**第4条第1項**の規定による申請をした日の属する月の翌月から第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなつた日の属する月までとする。

**4** **前2項**に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の我孫子市福祉手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による支給の申請をし、及び改正前の条例第 4 条第 2 項の規定による支給の決定を受けた者（この条例による改正後の我孫子市福祉手当支給条例第 3 条の対象者に該当しない者に限る。）に係る福祉手当の支給については、改正前の条例第 1 条から第 5 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。